

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和4年(2022年11月30日作成))

[所管：福祉部長寿安心課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	介護保険法	27-10・12	要介護認定の申請の却下	B
2	介護保険法	32-9	要介護支援の申請の却下	B
3	介護保険法	31	要介護認定の取消し	B
4	介護保険法	27-11	要介護認定申請処分の延期	B
5	介護保険法	34	要支援認定の取消し	B
6	介護保険法	32-9	要支援認定申請処分の延期	B
7	老人福祉法	10-4-2	老人日常生活用具の給付事業 給付費用の返還	A
8	成年後見制度の利用の促進に関する法律	11-8	助成の中止及び返還	A
9	介護保険法	115-29	登録の取消	A

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		要介護認定の申請の却下
根拠法令及び条項		介護保険法第 27 条第 10 項・第 12 項
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課介護認定係
処 分 基 準	関 係 条 項	介護保険法第 27 条第 1 項
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、同法第 27 条第 1 項の申請に係る被保険者が、正当な理由なしに同法第 27 条第 2 項の規定による調査に応じないとき、又は同法第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないときは、要介護認定の申請を却下することができる。 <p style="text-align: right;">・・・(介護保険法第 27 条第 10 項)</p> ● 申請をした日から 30 日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは処分遅延のただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請にかかる被保険者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。 <p style="text-align: right;">・・・(介護保険法第 27 条第 12 項)</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 9 年(1997 年)12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名	要支援認定の申請の却下	
根拠法令及び条項	介護保険法第 32 条第 9 項	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課介護認定係	
処 分 基 準	関 係 条 項	介護保険法第 27 条第 10 項・第 12 項・第 32 条第 1 項
	基 準	<p>介護保険法第 27 条第 10 項から第 12 項の規定は、同法第 32 条第 1 項の申請及び当該申請に対する処分について準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、同法第 27 条第 1 項の申請に係る被保険者が、正当な理由なしに同法第 27 条第 2 項規定の調査に応じないとき、または同法第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないときは、要支援認定の申請を却下することができる。 <p style="text-align: right;">・・・(介護保険法第 27 条第 10 項)</p> ● 申請をした日から 30 日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは処分遅延のただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請にかかる被保険者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。 <p style="text-align: right;">・・・(介護保険法第 27 条第 12 項)</p>
	参 考 事 項	
備 考	設定等年月日	平成 9 年(1997 年)12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		要介護認定の取消し
根拠法令及び条項		介護保険法第 31 条
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課介護認定係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	<p>市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。</p> <p>この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、同法第 27 条第 7 項各号に掲げる事項の記載を削除し、これを返付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。 2. 正当な理由なしに、要介護認定に係る調査に応じないとき、又は同法第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 9 年(1997 年)12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		要介護認定申請処分の延期
根拠法令及び条項		介護保険法第 27 条第 11 項
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課介護認定係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から 30 日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年(1997 年)12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		要支援認定の取消し
根拠法令及び条項		介護保険法第 34 条
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課介護認定係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	<p>市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。</p> <p>この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、同法第 32 条第 6 項各号に掲げる事項の記載を削除し、これを返付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。 2. 正当な理由なしに、要支援認定に係る調査に応じないとき、又は同法第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 9 年(1997 年)12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		要支援認定申請処分の延期
根拠法令及び条項		介護保険法第 32 条第 9 項
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課介護認定係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	<p>介護保険法第 27 条第 10 項から第 12 項の規定は、同法第 32 条第 1 項の申請及び当該申請に対する処分について準用する。</p> <p>申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から 30 日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 9 年(1997 年)12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		老人日常生活用具の給付事業 給付費用の返還
根拠法令及び条項		老人福祉法第10条の4第2項
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課事業推進係
処 分 基 準	関係条項	老人日常生活用具の給付に係る費用の負担に関する条例施行規則第7条第2項 豊中市老人日常生活用具の給付事業実施要綱第10条
	基準	<p>【費用の返還】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該用具を給付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付、担保に供した場合 ・老人日常生活用具の給付を受けた者が、前1項の規定に違反したと認める場合には、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。 <p style="text-align: right;">・・・市規則第7条第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽その他不正な手段により当該用具の給付を受けた者があるとき又は用具の給付を受けた者が前条の規定に反したと認めるときには、当該用具の給付に要した費用の全部もしくは一部を返還させることができる。 <p style="text-align: right;">・・・同要綱第10条</p>
準	参考事項	
	設定等年月日	平成12年(2000年)4月1日設定 (平成26年10月1日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		助成の中止及び返還
根拠法令及び条項		成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条第 8 項
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課相談支援係
処 分 基 準	関 係 条 項	豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱第 10 条
	基 準	〔助成の中止〕 被後見人等の資産状況及び生活状況の変化、死亡等により助成する理由が消滅したと認めるときは、助成を中止し又は助成額を変更する。 〔助成額の返還〕 虚偽の申込みその他不正な手段により助成を受けたときは、助成額の全部又は一部の返還を求める。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 20 年(2008 年)4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処 分 名		登録の取消
根拠法令及び条項		介護保険法第 115 条の 29
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課地域支援相談支援係
処 分 基 準	関係条項	市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には登録を取り消すことができる。 (1) 基準該当介護予防支援事業者が、届出に係る市町村長等から指定を取り消され、又は指定の効力の全部又は一部を停止されたとき。 (2) 基準該当介護予防支援事業者が、当該登録に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、基準省令に規定する基準を満たすことができなくなったとき。 (3) 基準該当介護予防支援事業者が、基準省令に規定する基準該当介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な基準該当介護予防支援の事業を継続的に運営することができなくなったと認められるとき。 (4) 特定介護予防サービス計画費の請求に不正があったとき。 (5) 基準該当介護予防支援事業者又はその従業員が、法第 59 条第 3 項に規定により報告又は帳簿類書類の提出若しくは提示を求められてこれに応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。 (6) 基準該当介護予防支援事業者が、不正な手段により登録を受けたとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 26 年(2014 年)12 月 19 日設定 (平成 30 年 4 月 1 日最終変更)
備 考		

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処分名		不正利得の返還
根拠法令及び条項		介護保険法第128条
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課相談安心事業推進係
処分 基準	関係条項	社会福祉法人が実施する介護老人福祉施設・居宅介護サービス利用者に対する軽減事業実施要綱第10条
	基準	偽りその他不正の行為によってこの要綱による利用者負担の軽減を受けた者があるときは、市長は、軽減を行った社会福祉法人との協議のうえ、軽減額の全部又は一部をその者から社会福祉法人に返還するよう求める。
	参考事項	
	設定等年月日	平成12年(2000年)4月1日設定 (令和5年4月1日最終変更)
備考		

様式 B-2

不利益処分 の 処分 基準